

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、国民健康保険事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

玉名市長

## 公表日

令和4年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>玉名市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や被保険者数から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、申請に基づき、療養費、出産育児一時金、葬祭費等を支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動</li> <li>②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替)</li> <li>③賦課に向けて、所得や被保険者数を確認</li> <li>④課税計算した結果を納税義務者へ通知</li> <li>⑤普通徴収、口座振替、年金特別徴収などの方法により徴収</li> <li>⑥申請に基づき、療養費、出産育児一時金、葬祭費等を支給</li> <li>⑦高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給</li> <li>⑧被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</li> <li>⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備業務としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」)に関すること</li> </ul> <p>※国民健康保険税の還付及び保険関係給付の支給には公金受取口座を活用する。</p>
③システムの名称	Acrocity国民健康保険 Acrocity国民健康保険税(料) Acrocity国民健康保険(給付) MICJET番号連携サーバ 中間サーバ 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル 国民健康保険税情報ファイル 中間サーバで保有する国民健康保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第27、42、43、44、45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	所属長の役職名	課長 山口 聖	保険年金課長	事後	
令和2年3月13日	事務の概要	記載なし	⑧被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備業務としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」)に関する事	事前	
令和2年3月13日	システムの名称	Acrocity国民健康保険(給付)	Acrocity国民健康保険(給付)	事後	
令和2年3月13日	システムの名称	記載なし	国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年3月13日	3.個人番号利用法令上の根拠	記載なし	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年3月13日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	記載なし	番号法附則第6条第4項国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和3年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第1の16、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の第27、42、43、44、45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の第27、42、43、44、45の項 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	<p>玉名市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や被保険者数から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、申請に基づき、療養費、出産育児一時金、葬祭費等を支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。具体的には、①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替)③賦課に向けて、所得や被保険者数を確認④課税計算した結果を納税義務者へ通知⑤普通徴収、口座振替、年金特別徴収などの方法により徴収⑥申請に基づき、療養費、出産育児一時金、葬祭費等を支給⑦高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給⑧被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備業務としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」)に関すること</p>	<p>玉名市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得や被保険者数から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。給付に係る事務としては、申請に基づき、療養費、出産育児一時金、葬祭費等を支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。具体的には、①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替)③賦課に向けて、所得や被保険者数を確認④課税計算した結果を納税義務者へ通知⑤普通徴収、口座振替、年金特別徴収などの方法により徴収⑥申請に基づき、療養費、出産育児一時金、葬祭費等を支給⑦高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給⑧被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備業務としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」)に関すること ※国民健康保険税の還付及び保険関係給付の支給には公金受取口座を活用する</p>	事前	